令和５年度

第４回 高森町農業委員会 議事録

令和５年７月19日(水)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第２７条第１項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

１ 出席委員

（１)農業委員

1　下平　明利	2　樋口　美代子	3　松島　浩子	4　林　勝幸
5　竹内　節男	6　小川　健二	~~7~~　原　寿彦	8　光沢　英文
9　中塚　俊文	10　原　正樹	11　宮下　裕次	12　青山　高志
13　宮下　豊勝	14　宮下 道久(議長)		

（２)農地利用最適化推進委員

15　今川　実章	16　寺澤　悟	~~17　木下　洋子~~	18　丸山　宏充
19　北村　隆洋			

合計18名

２ 欠席委員

17　木下　洋子

３ 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢

事務局　：下原

営農支援センター

所長　：上沼

４ 会議への附議事項

議案第12号）　農地法第18条第６項の通知（報告案件）

議案第13号）　農地法の適用を受けない土地の証明（審議）

議案第14号）　農地法第３条の許可申請（審議）

議案第15号）　農地法第４条第１項の許可申請（審議）

議案第16号）　農地法第５条第１項の許可申請　（審議）

議案第17号）　農地法第５条許可後の計画変更申請（審議）

5 議事内容

議　長　　ただ今から第 4 回高森町農業委員会総会を開催します。
第 23 期最後の総会となります。よろしくお願いします。

時に午後 15 時 15 分

議　長　　本日の議事録署名委員ですが、14 番及び 15 番にお願いします。

それでは、議案第 12 号、農地法第 18 条第 6 項の報告案件です。2 件あります。
ご質問無ければ次に進めます。

（質問なし）

では次に議案第 13 号、農地法の適用を受けない土地の証明について、5 番お願いします。

5　番　　はい。
申請者は M さんです。場所は出原ですが、M さんは現在伊那にお住まいで、出原の家は空き家状態です。地図をご覧ください。場所は上県道沿いの S 自動車の手前の道を中央道方面に上がった所です。M さんの家は昔中央道の敷地内にあったので中央道の端に出て、自分の畑に家を建てたということで、その時に中央道で区切られた中央道沿いの半端な所と、畑を宅地にしたために少し農地が片隅に残ってしまった経過があります。現在住宅には誰も住んでおりません。（地図の）②は、中央道の盛土の斜面で側道になっている部分です。家の前も何も作っておらず、資料の写真にある通りです。以上です。

議　長　　これは議案第 15 号との関連もありますから後でまた説明をお願いします。
今の件でご質問ありましたらお願いします。
無ければ可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

続きまして農地法第 3 条の許可申請です。
議案番号 1 番を、1 番お願いします。

1　番　　はい。
図面は 14-1 をご覧ください。譲渡人は名古屋市の SH さん、譲受人は上市田の SS さんです。申請地は下市田で合わせて 681 ㎡です。こちらは地区割り担当の下市田と協議の区域となっていまして、下市田と話し合い、私が担当すること

になりました。SH さんは昔牛牧にお住まいだった方で、数か月前、遊休農地になっていたクルミの木の所の畑を上市田の方に無償でお譲りした、ということがありました。今回は株式会社Ｉからフルーツラインに下って十字路を南に来た、SS さんの畜舎の隣です。【地番-2】は従前から（農地法）18 条で SS が借りていましたが、解約しています。【地番-1】は別の方が借りていましたが、家庭菜園ができないということで、昨年解約しています。SH さんは帰郷する予定もないため、土地を SS さんに買ってほしい、という話で今回（農地法）３条による売買ということになりました。金額は総額で約 370 万円です。以上です。

議　長　　質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

続きまして議案番号 2 番を、3 番お願いします。

３　番　　はい。
地図をご覧ください。先月、町の土地と知らずにハウスを建ててしまったＳＹさんの案件がありましたが、「柿の樹」の道を挟んだ反対側になります。（譲渡人の）ＳＮさんも知らなかったということですが、よくよく調べたらわずかですがＳＮさんの土地もハウスの下に含まれていたということで、その土地を取得したいというお話でした。総額が 18,000 円ということだったと思います。以上です。

議　長　　質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

続きまして議案番号 3 番を、13 番お願いします。

13　番　　はい。
地図 14-3 を見ていただいて、対象となる土地は山吹田沢付近の本学神社の少し西側になります。地主は下市田のＫさんですが、高齢になり親から相続した田んぼですが耕作できないということで、山吹のＭさんがそばを作るということで買うことになりました。総額で 50,000 円ということです。よろしくお願いします。

議　長　　質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

続きまして農地法第４条第１項の規定による許可申請ということで、先ほどの議案第 13 号の関連ということで、５番お願いします。

５　番　　先ほどと同じ説明になりますが。

議　長　　そうですね、皆さん先ほどと同じ説明になりますからよろしいですかね。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

それでは次に農地法第５条第１項の規定による許可申請ということで、議案番号１番を、７番お願いします。

７　番　　はい。
地図は 16-1 をご覧ください。譲渡人はお二人で、（地図の）右上の土地がＫさん、左下の土地がＮさんになっていまして、譲受人はＹさんです。14 ㎡・15 ㎡と大した面積ではありませんが、左下の土地は自宅への進入路として使いたいということです。右上の土地は住宅敷地として使うということです。実はどちらもＹさんの親の時代から話し合いでそのようになっていたようですが、Ｙさんがきちんとしておきたいというということで、申請を出しました。以上です。よろしくお願いします。

議　長　　質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

続きまして議案番号２番を、６番お願いします。

６　番　　はい。
地図は 16-2 を見ていただきたいと思います。座光寺のエス・バードの北の方角になります。藤ヶ丘内科の西側の区域になります。譲受人はセキスイハイム信越、譲渡人はＫＴさんで 110 ㎡と 269 ㎡の二筆、それからもう一人ＫＹさんで 277 ㎡、合計 656 ㎡になりますが、（議案書の）備考にもありますように、

隣の土地(転用済)を一体的に利用することになっていまして、若干合計面積が増えます。坪単価は 12,000 円です。下市田 5 区の土地利用委員会、下市田区の土地利用委員会がありまして、近隣の農家との同意書もいただいています。雨水は側溝、下水は公共の下水に流すことになっています。セキスイハイムに関しまして実績としまして一覧がありますが、高森でも下市田に 10 棟、その他飯田市、喬木村などあり、販売はすべて完了しております。資金計画につきましては全額自己資金となっています。以上です。

議　長　　質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。

続きまして議案第 17 号、農地法第 5 条の計画変更につきまして、19 番お願いします。

19　番　　はい。
地図等はありませんので、口頭でお願いします。場所は牛牧の信号から湯が洞温泉の方に向かい、上段道との交差点の手前、約 200ｍ位手前の右側の元畑地になります。令和 2 年 8 月 5 日付で転用許可を受けたわけですが、その後新型コロナウィルスの影響で着工が延び延びになっている間に建築費が高騰しまして、予算的に合わないということで、二階建てを平屋に変更して建築したいということです。施工業者は K 建設の予定です。この案件は私が推進員になる前の案件で歳月が過ぎての施工になりますが、計画変更ということですのでお願いします。

議　長　　質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。
可とされる方、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員一致で可とします。
ありがとうございました。

時に午後 3 時 35 分

高森町農業委員会議長　　宮下　道久

高森町農業委員会会長　　宮下　道久

議事録署名委員
高森町農業委員　　14 番　宮下　道久
議事録署名委員
高森町農業委員　　15 番　今川　実章